

富山県高等学校総合体育大会開催基準要項

(昭和 48. 4. 1 制 定)
(平成 9. 1. 22 一部改正)
(平成 12. 4. 18 一部改正)
(平成 12. 11. 一部改正)
(平成 28. 1. 26 一部改正)
(平成 29. 1. 24 一部改正)
(令和 5. 3. 17 一部改正)
(令和 6. 4. 1 一部改正)
(令和 7. 1. 23 一部改正)
(令和 8. 4. 22 一部改正)

第 1 条 趣 旨

富山県高等学校総合体育大会は、高等学校生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技術の向上とアマチュアスポーツ精神の高揚を図り、心身ともに健全な高等学校生徒を育成するとともに高等学校生徒相互の親睦を図るものである。

第 2 条 実 施

大会の実施にあたっては、円滑な運営を期すため、各種目の統轄団体及び関係諸機関と緊密な連絡をとり実施するものである。

第 3 条 主 催

大会の主催は、富山県高等学校体育連盟（以下、「富山県高体連」という。）とし、必要に応じて関係競技団体を含めることができる。

第 4 条 共 催

大会の共催は、富山県教育委員会及び富山県スポーツ協会、富山県競技種目別統轄団体（以下「種目別団体」という。）とし、各競技会については開催地関係機関を加えることができる。

第 5 条 主管及び後援

大会の主管は、富山県高体連専門部及び種目別団体とする。大会の後援には、報道機関を加えることができる。

第 6 条 大会の開催期間

1. 夏季大会は、毎年6月第1土曜日・日曜日・月曜日の3日間を原則とする。但し、水泳競技は毎年6月下旬とする。
2. 冬季大会は、1月中を原則とする。
3. 冬季大会の競技日数は、3日を超えないことを原則とする。但し、参加校及び天候等の関係で上記期間内に実施不可能な場合は、事務局と連絡の上変更することもできる。

第 7 条 競技の運営

各競技の運営は、富山県高体連専門部が種目別団体と提携してこれにあたる。

第 8 条 大会の規模

競技種目は、次の通りとする。(34 競技)

陸上競技・体操・水泳・バスケットボール・バレーボール・卓球・ソフトテニス・ハンドボール・サッカー・ラグビー・バドミントン・ソフトボール・相撲・柔道・スキー・ローイング・剣道・レスリング・弓道・テニス・

登山・ボクシング・ホッケー・ウェイトリフティング・ヨット・フェンシング・自転車・アーチェリー・
なぎなた・空手道・カヌー・ライフル射撃・ゴルフ・スケート

第 9 条 大会参加資格

1. 選手は、学校教育法第 1 条に規定する高等学校（中等教育学校後期課程を含む）に在籍する生徒であること。
但し、休学中、留学中の生徒を除く。
2. 選手は、富山県高等学校体育連盟に加盟している学校の生徒で、当該競技実施要項により大会の参加資格を得た者に限る。
3. 年齢は、平成___年（20__年）4月2日以降に生まれた者とする。（___部分の数字は開催当該年度－19となる。）但し、出場は同一競技3回までとし、同一学年での同一競技出場は1回限りとする。（「出場」とは登録やエントリーではなく、試合への出場回数をさし、専門部が責任を持って調整・確認する。）
大会参加資格を満たし、日程等が重ならない場合は複数競技への参加を認める。
4. チーム編成において、全日制課程、定時制課程、通信制課程の生徒による混成は認めない。
5. 以下の場合に限り、複数校合同チームの大会参加を認める。
 - ア. 部員不足に伴う合同チーム（富山県高等学校体育連盟会長により参加を認められた場合）
詳細は、（公財）全国高等学校体育連盟が定める「部員不足に伴う複数校合同チームの参加規程」及び専門部が定める「競技別部員不足に伴う複数校合同チーム参加ガイドライン」による。
 - イ. 統廃合対象校による合同チーム。（統廃合完了前の2年間に限る。）
6. 転校・転籍後6ヶ月未満（水泳は1年）の者は参加を認めない。（外国人留学生もこれに準ずる）但し、一家転住などやむを得ない場合は、高体連会長の許可があればこの限りでない。大会開始前のエントリー変更期限前に6ヶ月が経過し出場資格が発生した場合、団体競技種目や団体戦では、エントリー変更のルールがある場合には、そのルールに従って変更を認める。
7. 出場する選手はあらかじめ健康診断を受け在学する学校の校長の承認を必要とする。
8. 参加資格の特例
 - ア. 上記1. 2に定める生徒以外で、当該競技要項により大会参加資格を満たすと判断され、県高体連会長が推薦した生徒について、全国高校総体開催基準要項の【大会参加資格の別途に定める規程】に従い大会参加を認める。
 - イ. 上記3の但し書きについては、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の出場は、同一競技3回までとする。

第 10 条 引率・監督

1. 引率責任者は、団体の場合は校長の認める当該校の職員とする。個人の場合は校長の認める学校の職員とする。また、校長から引率を委嘱された「部活動指導員」（学校教育法施行規則第 78 条の 2 に示された者）も可とする。但し、「部活動指導員」に引率を委嘱する校長は、県高体連会長に事前に届け出る。
2. 監督、コーチ等は校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険（スポーツ安全保険等）に必ず加入することを条件とする。

第 11 条 各種目の実施要項

1. 各競技の実施要項は各専門部で作成し、少なくとも2ヶ月前に事務局に提出するものとする。
2. 実施要項は全国高等学校総合体育大会の基準に準ずる。

第12条 大会参加料

参加生徒1名1,000円とする。

第13条 大会の式典

開・閉会式は、それぞれ競技別会場で行う。

第14条 競技成績の報告

1. 各種目別の成績は、毎日競技終了後速やかに、別に定める方法によって報告するものとする。
2. 種目別大会終了後、2週間以内に競技成績2部に短評を加え、精算書とともに富山県高体連事務局に報告するものとする。